簡易公募型プロポーザル方式に準じた手続に係る手続開始の公示
（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり技術提案書の提出を招請します。
令和8年10月30日
支出負担行為担当官
北海道開発局　室蘭開発建設部長　山田　拓也

１　業務概要
（１）業務名　日高自動車道新冠町外施工計画検討業務
（電子入札対象案件）
（電子契約対象案件）
（２）業務内容
本業務は、日高自動車道厚賀静内道路のうち、新冠ＩＣ～静内ＩＣ（仮称）間における事業展開を効率的かつ経済的に実施するための施工計画検討を実施することを目的とする。
主な業務内容は以下のとおりである。
・計画準備　一式
・資料整理　一式
・現地踏査　一式
・検討条件の整理　一式
・施工計画の検討　一式
・全体工事費および年次別工事費の算出　一式
・工事計画用資料作成　一式
・関係機関協議資料作成　一式
・報告書作成　一式
（３）履行期間　契約締結日の翌日から令和10年2月16日まで
（４）本業務は、資料の提出及び見積の提出等を、原則として電子入札システムにより行う。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
（５）本業務は、契約手続きに係る書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象業務である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。
（６）本業務は、公共工事におけるワーク・ライフ・バランス等推進企業に対して総合評価における加点を行う業務である。
（７）本業務は、賃金等の変動に対処するための「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務委託料の変更の取扱いについて（試行）」（令和７年12月３日付国官技309号、国官総第182号、国営整第141号、国港総第501号、国港技第78号、国空予管第991号、国空空技第379号及び国空交企第267号）の試行業務である。

２　参加資格
技術提案書の提出者は、（1）に掲げる資格を満たしている単体企業であること。
（１）単体企業
ア　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
イ 北海道開発局における業種区分「土木関係コンサルタント」に係る令和７・８年度一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていること。
ウ 北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年４月１日付け北開局工 第１号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
エ 技術提案書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（説明書参照）

オ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3　技術提案書の提出者を選定するための基準（詳細は説明書による）
(1) 参加表明者の経験及び能力
(2) 配置予定技術者の経験及び能力、手持ち業務の状況
(3) 当該業務の実施体制（再委託又は技術協力の予定を含む。）

4　技術提案書を特定するための評価基準（詳細は説明書による）
（1）配置予定技術者の経験及び能力
配置予定技術者の資格、同種又は類似業務の実績、担当した業務の業務成績
（2）業務の実施方針、実施フロー、工程計画、その他
業務の理解度、実施方針の妥当性、実施手順及び工程計画の妥当性
（3）評価テーマに対する技術提案
技術提案の的確性及び実現性

5　手続等
（1） 担当部局
〒051－8524　北海道室蘭市入江町１番地14
北海道開発局　室蘭開発建設部　契約課　上席専門官
電話：0143－25－7027　電子メール： hkd-mr-nyusatsu2@ki.mlit.go.jp
（2） 説明書の交付期間及び交付方法
令和8年10月30日から令和8年12月14日までの行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下、休日という。）を除く毎日、９時00分から17時00分（最終日は、技術提案書受付締切予定時刻である12時00分）まで、電子入札システムにより交付する。ただし、紙入札により参加を希望する場合は、あらかじめその旨を担当部局へ電話で申し込むこと。申し込み受付後、交付する。

（3）参加表明書の受領期間、提出先及び提出方法
令和8年10月30日から令和8年11月6日までの休日を除く毎日、９時00分から17時00分（最終日は、参加表明書受付締切予定時刻である12時00分）までに、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙により持参、書留郵便（提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。提出先は上記(1)に同じ。

（4）技術提案書の受領期間、提出先及び提出方法
令和8年12月1日から令和8年12月14日までの休日を除く毎日、９時00分から17時00分（最終日は、技術提案書受付締切予定時刻である12時00分）までに、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙により持参、書留郵便（提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。提出先は上記(1)に同じ。

6．その他
（1）手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
（2）当該業務に直接関連する他の設計業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無
（3）上記２(1)イに掲げる一般競争（指名競争）参加資格の申請を受理されていない単体企業も上記５(3)により参加表明書を提出することができるが、その者の技術提案書が特定されるためには、技術提案書の特定時点において、当該資格の決定を受けていなければならない。
（4）技術提案書に関するヒアリングを行う場合がある。
（5）詳細は説明書による。